

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第39号

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則

新潟ユニゾンプラザ規則（平成8年新潟県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第7条、第10条関係）

(1) 設備の使用料

設 備 名		使 用 料		備 考		
		単 位	金 額 (円)			
多 目 的	舞 台	映写スクリーン	1 式	1,570		
		つりバトン	1 本	190		
		指揮台	1 台	420		
		譜面台	1 本	190		
		オーケストラ用椅子	1 脚	110		
		演台	1 卓	1,180	花台付き	
		解説台	〃	1,020		
		長机	〃	240		
		音響反射板	1 式	4,820		
	照 明	調光装置	1 式	3,630		
作業灯		〃	770			
ボーダーライト		1 列	770	カラーフィルターを 含まない。		
アッパーホリゾンライト		〃	770	〃		
ローアホリゾンライト		〃	770	〃		
サスペンションライト		〃	1,470	〃		
フットライト		〃	520	〃		
シーリングスポットライト		〃	1,250	〃		
ホ	映 写	ビデオプロジェクター	1 台	5,250		
		映写機16ミリ	〃	4,810		
		スライド機	〃	1,180		
		オーバーヘッドカメラ	〃	2,100		
		オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,180		
一 ル	音 響	拡声装置	1 式	3,630	有線マイク及びスタ ンド付き	
		ワイヤレスマイク	1 本	2,380		
		CDプレイヤー	1 台	1,180		
		インカムセット	〃	1,180		
		カセット式テープレコーダー	〃	1,180		
		コンソール	1 式	2,030		
		モニタースピーカー	1 台	1,020		
		有線マイク	1 本	1,180		
マイクスタンド	〃	420				
多 目 的	楽 器	グラランドピアノ	1 台	4,810		
		映 写	ビデオプロジェクター	1 台	1,050	
			スライド機	〃	1,050	
オーバーヘッドカメラ	〃	2,100				

ホール 以外		オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,050	
		テレビ	〃	320	
		可搬式映写スクリーン	〃	420	
	音響	拡声装置	1式	2,960	有線マイク及びスタンド付き
		ワイヤレスマイク	1本	1,050	
		有線マイク	〃	730	
		マイクスタンド	〃	260	
展示	展示パネル	1枚	190		
持込み機器	照明機器	1キロワット	160	使用電力量が測定できる場合には、測定した使用電力量に電力量料金の単価を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額を使用料とすることができる。	
	音響機器	1口	160		
	その他	1台	160		

注 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後9時までを各1回（展示パネルの使用料にあつては、午前9時から午後9時までを1回）とした額である。

(2) 冷暖房設備の使用料

区 分		使用料(円)	
		冷 房	暖 房
多 目 的 ホ ー ル		520	420
大 研 修 室		420	370
大 会 議 室	全 面 使 用	320	260
	分割使用(西側)	150	100
	分割使用(東側)	150	150
中 研 修 室	全 面 使 用	260	210
	分割使用(南側)	100	100
	分割使用(北側)	150	100
小 研 修 室	1	100	100
小 研 修 室	2	100	100
小 研 修 室	3	100	100
小 研 修 室	4	100	100
特 別 会 議 室		210	150
介 護 実 習 室		100	100
調 理 実 習 室		100	100
講 師 控 室		50	50
応 接 室		50	50
楽 屋		1	50
楽 屋		2	50
和 室		50	50

注 使用料は、1時間を単位とした額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（第7条に係る場合に限る。）は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（第10条に係る場合に限る。）は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。